

令和6年第3回庄内町農業委員会総会議事録

- 1 会議日程 令和6年3月25日（月）
開 会 午前 9時30分
閉 会 午前 10時30分
- 2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場
- 3 出席委員の番号及び氏名（14名）
1番 高梨 美代子
2番 阿部 さおり
3番 秋葉 俊一
5番 高橋 聡
7番 石川 義則
9番 日向 弘明
10番 高橋 直之
11番 佐藤 吉法
12番 森屋 慶一
13番 日下部 美雄
15番 高橋 義夫
17番 小野 隆
18番 佐藤 繁
19番 若松 忠則
- 4 欠席委員の番号及び氏名（5名）
4番 日下部 崇喜
6番 遠田 雅弘
8番 海藤 喜久男
14番 斎藤 克行
16番 阿部 金一郎
- 5 議長の委員番号及び氏名
19番 若松 忠則 （会長）
- 6 説明及び議事録作成のため出席した者
事務局長 渡部 桂一
次長兼農地農政係長 佐藤 良子
農地農政係主任 長南 恵
農業経営改善相談員 乙坂 茂樹
- 7 会議に付した議案

報告第 5 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について	(11 件)
報告第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(9 件)
議案第 10 号	庄内町農業委員会職員の任免について	(1 件)
議案第 11 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(1 件)
議案第 12 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	(1 件)
議案第 13 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(1 件)
議案第 14 号	庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）	(6 件)
議案第 15 号	令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について	(1 件)
◎開 会 （午前 9 時 3 0 分）		
◎諸報告		
議長	これより令和 6 年第 3 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。	
事務局長	本日の委員の出席状況について報告します。 4 番 日下部 崇喜委員、6 番 遠田 雅弘委員、8 番 海藤 喜久男委員、 14 番 斎藤 克行委員、16 番 阿部 金一郎委員から欠席の連絡をいただ いております。また 11 番 佐藤 吉法 委員からは遅れる旨連絡をいただい ております。 次に本日の資料について報告します。タブレットに農地法第 4 条、5 条の規 定による許可申請に係る土地利用計画図等、配布資料は、報酬 3 期分・加算額 分明細書、農協広報 3 月号です。 それでは、令和 6 年第 2 回総会以後の行事について報告します。「行事報告 書」をご覧ください。（説明）続いて、令和 6 年第 3 回総会後の行事予定に ついて説明します。「行事予定書」をご覧ください。（説明）	
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 13 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。	
◎議事録署名委員の選出		
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよ ろしいでしょうか。 （異議なしの声あり） 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていた だきます。2 番 阿部 さおり 委員、3 番 秋葉 俊一 委員、両名に議事 録署名委員をお願いします。 なお、書記には、事務局長を指名します。	
◎報告 報告第 5 号の上程、説明、質疑		
議長	報告第 5 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を議題 とします。事務局長より報告の説明をお願いします。	
事務局長	（報告第 5 号の資料に基づき、報告を説明） 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。	
議長	佐藤次長。	

佐藤次長	(報告第 5 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 5 号を終わります。
◎報告	報告第 6 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 6 号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第 6 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 6 号を終わります。
◎議事	議案第 10 号の上程、説明、質疑
議長	議案第 10 号は人事案件ですが、職員の異動がないために、取り下げをさせていただきます。
◎議事	議案第 11 号の上程、説明、質疑
議長	議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 11 号の資料に基づき内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 11 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、15 番 高橋 義夫委員より、現地調査報告をお願いします。
15 番 高橋	15 番 高橋です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 3 月 22 日に、18 番 佐藤 繁委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。 積雪で見えづらい部分もありましたが、農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 12 号の上程、説明、質疑、採決

議長	議案第 12 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 12 号の資料に基づき内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 12 号の資料に基づき内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、18 番 佐藤 繁委員より、現地調査報告をお願いします。
18 番 佐藤	農地法第 4 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 3 月 22 日に、15 番 高橋 義夫委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 北側と東側は宅地、南側と西側は農地に面しています。 積雪の影響で、確認しづらい部分もありましたが、周辺の農地に対する営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用することに問題ないと思ってきました。 なお、この農地については、以前の総会において、農振除外済みの農地でございます。なお、町内会については、●●●町内会に属する場所でございます。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 12 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 13 号の上程、説明、質疑
議長	議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 13 号の資料に基づき内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 13 号の資料に基づき内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、18 番 佐藤 繁 委員より、現地調査報告をお願いします。
18 番 佐藤	農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 3 月 22 日に、15 番 高橋 義夫委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 北側は宅地、東側は農道、南側と西側は道路に面しています。 積雪の影響で、確認しづらい部分もありましたが、周辺の農地に対する営農

	条件に悪影響を与えないと思われることから、転用することに問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 14 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案 14 号「庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 14 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(議案第 14 号について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 14 号「庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）」に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。
◎議事	議案第 15 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 15 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 15 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(議案第 15 号について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。 18 番 佐藤委員。
18 番 佐藤	18 番 佐藤です。 集積率が 10 年後も 85.6% 同様になるという目標なのですが、この考え方について、少し詳しくお話をいただきたいと思います。 今日の総会においても、相続者が県外の方である例が増えているようですし、当然本人は農業をなさらないわけですし、いずれ手放す例が多いのではな

	いかと思いますし、農業経営体そのものも 10 年後は相当少なくなっていくと思います。 そうすると、今の担い手の方にさらに農地が集積されるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
議長	今後の目標についての考え方ということでよろしいでしょうか。 佐藤次長。
佐藤次長	はい。集積率 85.6%というのは、現在、県内で第 1 位となっています。 なぜこの数字なのかと言いますと、まず基本的に担い手さんに農地を集積していくという考えはずっとそのまま同じです。 担い手もだんだん減っていくという中で、一経営体が経営する面積が当然増えてきているわけではありますが、いくらでも集約をして経営体の効率化が図れるように、農業委員会としましてはそのような方面に向かって、農地を集積・集約していくというところで、集積率を下げるということは考えていないところです。 地域計画においては、目標地図に位置づける者を、地域内の農業を担う者と位置づけることになり、令和 7 年度からは、地域計画の目標地図に位置づけられた者に農地を集積することになります。 地域内の農業を担う者が増える中、担い手といわれる者に農地を集積していかなければならないということで、このような目標を設定させていただきました。
議長	よろしいでしょうか。18 番。
18 番 佐藤	そうしますと、現状、手をこまねいては、集積率は年々下がっていくという考え方が基本になっていくということでよろしいですか。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	はい。現在でも、いわゆる耕作利便がよいところだと、まだ次に担い手の方が受けてくれるという農地はありますが、山際、中山間となると、なかなか今まで作ってくれていても、そこまで手が回らないということで、地主さんに返したいという方が出てきているのが現状です。 結局、集積率が落ちていく可能性があり、現状からみると、ある程度のところまでいくと、担い手への集積面積が減っていくのだらうと感じています。 地主に返還された農地を、地主が耕作するのは難しく、その農地を担い手ではない誰が耕作するのか、農地でなくするのかは、これから考えていかなければならないと思っております。
議長	暫時休憩します。
(暫時休憩)	
議長	再開します。 皆様からご意見等はございますでしょうか。 なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 15 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」に賛成の方、

	挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 これをもちまして、令和6年第3回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉 会 (午前10時30分)	

令和 年 月 日

上記は、令和6年第3回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第3回庄内町農業委員会総会

議 長 (番号及び氏名)

19 番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

2 番

3 番

書 記